

●香川県選挙管理委員会告示第30号

平成19年4月8日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年3月30日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,585,500円
丸亀市選挙区	5,754,900円
坂出市選挙区	5,608,300円
善通寺市選挙区	5,085,100円
観音寺市選挙区	5,382,100円
さぬき市選挙区	5,170,300円
東かがわ市選挙区	5,191,300円
三豊市選挙区	5,148,100円
小豆郡選挙区	5,086,100円
木田郡選挙区	5,900,700円
綾歌郡選挙区	5,699,400円
仲多度郡第一選挙区	4,996,900円
仲多度郡第二選挙区	5,535,400円